

京都市職員共済組合貸付規程施行細則の一部を改正する細則を公布する。

平成 22 年 6 月 23 日

京都市職員共済組合

理事長 星川 茂一

京都市職員共済組合細則第 1 号

京都市職員共済組合貸付規程施行細則の一部を改正する細則

京都市職員共済組合貸付規程施行細則の一部を次のように改正する。

第 14 条第 5 項中「0.0095 パーセント」を「0.0119 パーセント」に、「0.0079 パーセント」を「0.0099 パーセント」に、「0.0088 パーセント」を「0.0112 パーセント」に改める。

附則第 2 項第 1 号中「3.2 パーセント」を「4.1 パーセント」に改める。

附 則

- 1 この細則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の京都市職員共済組合貸付規程施行細則附則第 2 項の規定は、平成 22 年 7 月 1 日（以下「適用日」という。）前に貸し付けた貸付に係る適用日の前日における未償還元金に係る適用日以後の償還期日における利息についても適用し、適用日前の償還期日における利息については、なお従前の例による。

（行財政局人事部厚生課）